

第 6 1 回 川 崎 市 5 年 公 募 公 債
発 行 要 項

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 川崎信用金庫 |
| 2. 発行総額 | 金100億円 | 東海東京証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 令和2年度及び令和3年度の一般会計等
資金 | 丸三証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 令和3年4月30日 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 5. 各公債の金額 | 1万円
本公債については、社債、株式等の
振替に関する法律（平成13年法律
第75号）の規定の適用を受けるも
のとする。 | 株式会社SBI証券
株式会社三菱UFJ銀行
株式会社りそな銀行
ゴールドマン・サックス証券株式会社
パークレイズ証券株式会社
BNPパリバ証券株式会社
株式会社あおぞら銀行 |
| 6. 利率 | 年0.010パーセント | 16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 | 17. 発行代理人及び支払代理人 |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | 第16号の振替機関が定める業務規程に基づく発行代
理人業務及び支払代理人業務は、株式会社横浜銀行にお
いてこれを取り扱う。 |
| 9. 償還の方法及び期限 | (1)本公債の元金は、令和8年4月30日にその全額を
償還する。
(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前
日にこれを繰り上げる。
(3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | 以 上 |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれ
をつけ、令和3年10月30日を第1回の支払期日と
してその日までの分を支払い、その後毎年4月30日
及び10月30日の2回に、各その日までの前半箇年
分を支払う。
(2)発行日の翌日から令和3年10月30日までの期間
につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年
に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもっ
てこれを計算する。
(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、そ
の前日にこれを繰り上げる。
(4)償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申込期日 | 令和3年4月23日 | |
| 12. 募入方法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並
びに募集取扱会社の代表者が適宜
募入額を定める。 | |
| 13. 払込期日 | 令和3年4月30日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
株式会社三井住友銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
野村證券株式会社
SMB C日興証券株式会社
みずほ証券株式会社
大和証券株式会社
株式会社みずほ銀行
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
岡三証券株式会社
株式会社三井住友銀行 | |